

新たに入札参加資格の認定を受けた皆様へ ICカードの準備はお済みですか？

京都府の入札は、原則、電子入札で行います。
電子入札にはICカードが必要です。

京都府電子入札
システム →→



はじめて電子入札を
利用される方へ→→



(イメージ)

京都府電子入札システムの利用者登録が済んでいない方は、以下1.及び2.の作業を済ませてください。

1. 「はじめて電子入札を利用される方へ」に掲載の対応認証局から、ICカードを購入し、入札に使用するPCにICカードの設定をお済ませください。

※すでに対応認証局から購入済みの場合は、そのまま使用可能です。2.へ進んでください。
ご不明な点是对应認証局のヘルプデスクにお問い合わせ下さい。

2. 電子入札システムにログインし、ICカード情報等の利用者登録をしてください。

○利用者登録の方法はこちら →→→→
※詳細版の「1.利用者登録」をご覧ください。



○業者番号は、以下のように定めています。

- ・建設工事 → (建設業許可の) 大臣知事コード + 許可番号 合計8けたの半角数字
- ・測量等業務 → 測量等業務指名競争入札参加資格認定通知書に記載のユーザID (8けた)

3. メールアドレスなどの登録情報の変更が必要になったときも、電子入札システムの「利用者登録」から変更できます。

※代表者等、入札参加資格審査申請書の記載事項に変更があった場合は、先に変更届を提出してください。

お問い合わせ先

○電子入札システムの操作に関すること

京都府 電子入札ヘルプデスク (075) 351-0001

○その他のこと

京都府 建設交通部指導検査課 (075) 414-5225

